

立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

審議会等の学識委員報酬額について、取扱い基準が示されたことに伴い、会長の報酬額を設定するため。

立川市いじめ防止対策審議会規則の一部を改正する規則

立川市いじめ防止対策審議会規則（平成26年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する会長の報酬は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 弁護士 日額26,000円</u></p> <p><u>(2) 教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者 日額14,200円</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第9条 ……略……</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。